

令和8年（2026年）9月11日 警視庁新宿警察署受理（ ）

刑事課 強行犯捜査第8係

告訴状

2026年9月11日

新宿警察署長 殿

第1 告訴の趣旨

告訴人は、被告訴人岩尾俊兵による以下の行為について、信用毀損罪及び偽計業務妨害罪（刑法233条）並びに名誉毀損罪（同法230条1項）に当たるものとして告訴し、捜査及び厳正な処罰を求める。

本件の中心は、存在しない差押えを公表したことによる信用毀損そのものである。

東証スタンダード市場（証券コード4840）上場の株式会社トライアイズは、告訴人株式会社WISE PROPERTIESの財産に当該犯罪行為時点及びそれ以前で差押えを一切行っていない。それにもかかわらず、同社代表取締役社長である被告訴人岩尾俊兵は、2026年9月4日、X上において「相手方の財産を差押えしている」と公表した。

本件の核心は、次の3点である。

1. 被告訴人岩尾俊兵が「相手方の財産を差押えしている」と公表した事実（資料1）。
2. 被告訴人岩尾俊兵がその後の発信において上記を含む「相手方」が「株式会社WISE PROPERTIES」であることを社名で明示しており、実際、WPの複数の取引先も上記差押え発信を告訴人財産についての情報として受け取っていること（資料4・5）。
3. 告訴人WPの財産に株式会社トライアイズによる差押え又は仮差押えが一切存在しないこと（代表者陳述書）。

さらに、被告訴人岩尾俊兵は「警察関係者からも今回は相手方の逮捕まで行けそうと太鼓判を押された」と公表し（資料3）、「内容が虚偽かつ不法なものでしたので記事が削除されました」と発信した（資料6）。しかし、PR TIMES社は告訴人WPに対し、当該リリースについて「虚偽である」又は「違法（不法）である」と判定した事実はない旨を明確に回答している（資料7）。

一連の発信後、告訴人WPが締結していた不動産4件、売買代金合計3億5,920万円について契約解除通知がされ、取引先は追加回答において「特に差押えは契約書上の解除事由に直接該当する」と明示している（資料5）。

被告訴人岩尾俊兵は、東証スタンダード市場上場会社の代表取締役社長であり、X上において自らを「慶應義塾大学商学部准教授、東京大学博士（経営学）」と表示し、約1万3,000人のフォロワーを有する公開アカウントから本件各発信を行っている。これらは発信の信用力、伝播力及び第三者の受け止め方を判断する上で重要な事情である。

【公表用】株式会社WISE PROPERTIESが2026年9月11日に新宿警察署へ提出し、同日受理された告訴状の写し。
電話番号・生年月日・住居・取引先名・受理番号を伏せ、枠の語（〔取引先A〕など）に置き換えた。

令和8年(2026年)9月11日 警視庁新宿警察署受理 ()

刑事課 強行犯捜査第8係

第2 当事者

1 告訴人

株式会社WISE PROPERTIES

本店 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー2階

代表取締役 與座有璃

電話 () ・ ()

告訴人は、不動産の販売等を営む法人である。本件の被害者及び告訴人は株式会社WISE PROPERTIESである。

2 被告告訴人

岩尾俊兵 (いわお しゅんぺい)

[生年月日]

住居 [住居]

株式会社トライアイズ代表取締役社長

慶應義塾大学商学部准教授、東京大学博士(経営学)

勤務先 東京都千代田区紀尾井町4番1号 ニューオータニガーデンコート8階

勤務先電話 ()

Xアカウント @iwaoshumpei フォロワー1万3,000人

第3 告訴事実

1 存在しない差押えの虚偽公表による信用毀損

被告告訴人岩尾俊兵は、2026年9月4日17時21分19秒、インターネット上のXにおいて、自らの公開アカウント @iwaoshumpei から、次の内容を不特定多数の者が閲覧できる状態で投稿した(資料1)。

「相手方の財産を差押えしているため、破れかぶれで相手方は自ら悪い事をしたと自白なさったのだと思います。」

投稿URL : <https://x.com/iwaoshumpei/status/2095789289632387240>

当該発信は、WPが公表したPR記事を取り上げる一連の投稿の中で行われた。

当該投稿画面上では7,280件の表示が確認されている。

「財産を差押えしている」との表現は、単に訴訟又は請求が存在するというものではなく、相手方の財産に差押えという法的処分が現実に行われているとの具体的な事実を表示するものである。

令和8年（2026年）9月11日 警視庁新宿警察署受理（XXXXXXXXXX）

刑事課 強行犯捜査第8係

しかし、2026年9月4日の投稿当時から本告訴時点まで、株式会社トライアイズによる告訴人財産への差押え又は仮差押えは一切存在しない。

仮差押えは、将来、裁判所の判決等の結果いかんでは強制執行となる場合があり、その場合に備え、あらかじめ財産を仮に保全するため、被保全権利及び保全の必要性についての疎明に基づき発令され得る暫定的な（仮の）保全処分である。これに対し、私人間の金銭債権について本執行として行われる差押えは、原則として確定判決等の債務名義に基づいて行われる強制執行措置の一部であり、取立て又は換価等に進む。両者は手続段階及び法的性質を異にするが、本件では告訴人はいずれの処分も受けていない。

なお、被告告訴人岩尾俊兵の「差押え」との表現を仮定の話として「仮差押え」の趣旨に解したとしても、株式会社トライアイズによる告訴人財産への仮差押えも存在しない。この点は予備的に述べるものであり、両者を同一視することを告訴人が認める趣旨ではない。

被告告訴人岩尾俊兵は、2026年9月6日の発信において「株式会社WISE PROPERTIESがPR TIMESにて公表した」と告訴人を社名で明示している（資料4）。また、告訴人の複数の取引先も、被告告訴人岩尾俊兵の差押えに関する発信を告訴人の財産についての情報として受け取っている（資料5）。

したがって、被告告訴人岩尾俊兵は、告訴人WPについて存在しない財産処分が現実存在するとの具体的事実を事実と反して公表したものであり、告訴人WPの経済的信用を著しく害する虚偽情報の流布として、刑法233条の信用毀損罪について捜査を求める。

2 警察及び掲載事業者の判断を根拠として示した一連の発信

被告告訴人岩尾俊兵は、同日18時49分36秒、告訴人側の発信について、「①虚偽である、②前経営陣と相手方の話を故意に現在の我々の不正に見えるように誘導している、③公益性がない、④公然とやった、⑤PTSに実害が出た。」などと記載した上、「まごうことなき名誉毀損罪・威力業務妨害罪だと思うのだが……。刑事事件を自ら上乘せしていて理解に苦しむ。さっそく警察に相談。」と発信した（資料8）。

さらに、同日19時00分40秒には、「内容が虚偽かつ不法なものでしたので記事が削除されました。」と公表し、併せて「威力業務妨害罪かつ名誉毀損罪の内容」であるとして第三者に投稿等の削除を求めた（資料6）。

そして、同日19時03分22秒には、「警察関係者からも今回は相手方の逮捕まで行けそうと太鼓判を押された」と公表した（資料3）。

その後、2026年9月6日には、告訴人を株式会社WISE PROPERTIESと社名で特定した上、「WISE社を威力業務妨害罪で刑事告訴する予定」「警察関係者にも相談し」「PR TIMES社が不法性を認めたため削除された」という趣旨を発信した（資料4）。

令和8年（2026年）9月11日 警視庁新宿警察署受理（XXXXXXXXXX）

刑事課 強行犯捜査第8係

これに対し、PR TIMESは告訴人に対し、本件リリースの取下げについて、同社プラットフォームのコンテンツ掲載基準に照らした判断である旨を説明している。

「弊社は本件リリースの記載内容につきまして『虚偽である』または『違法（不法）である』という判定を行った事実はありません。」

と明確に回答し、併せて、内容の真実性を肯定又は否定する趣旨でもない旨も回答している（資料7）。

したがって、被告訴人岩尾俊兵による「内容が虚偽かつ不法なものでしたので記事が削除されました」及び「PR TIMES社は不法性を認められ削除なされました」との趣旨説明は、PR TIMES社自身がWPに示した判断内容と一切一致しない。

なお、PR TIMES社から告訴人への2026年9月4日の最初の取下げ通知は、資料6の19時00分40秒の投稿後に送付されたものである。このため、資料7のみから資料6投稿時点における被告訴人岩尾俊兵の認識を直接認定するものではない。むしろ、被告訴人岩尾俊兵が19時00分40秒の時点で、何を根拠として「内容が虚偽かつ不法」であるため記事が削除されたと断定したのか、その根拠及びPR TIMES社との連絡経緯について捜査を求める。

また、「警察関係者からも今回は相手方の逮捕まで行けそうと太鼓判を押された」との発信については、当該「警察関係者」の身分、本件との関係、実際の発言の有無及び具体的内容を告訴人側では確認できない。そもそも「警察関係者」の一般的な定義も不明である。しかしながら、その後のネット掲示板等では「警察がWP関係者の逮捕に太鼓判」という趣旨内容が第三者により掲載されていた。そのため、当該人物の特定及び実際の発言内容について捜査を求める。

被告訴人岩尾俊兵が、自らの評価にとどまらず、公的な開示、警察関係者及び掲載事業者といった第三者の判断が自らの説明を裏付けているような形で一連の発信を行ったことは、その発信内容を閲覧者に信用させ、告訴人との取引及び業務上の判断に影響を与える方法として悪質でありまた、重要である。上記を持ち、信用毀損及び偽計業務妨害の観点から捜査を求める。

3 名誉毀損

被告訴人岩尾俊兵は、不特定多数が閲覧できる公開X上において、次の内容を継続して公表した（資料1・3・4・6・8）。

- ・告訴人側について財産を差し押さえられている状態にあるとの具体的事実
- ・「自ら悪い事をしたと自白」したとの内容
- ・告訴人側の発信内容が「虚偽かつ不法」であるとの内容
- ・告訴人側の行為が「名誉毀損罪・威力業務妨害罪」に当たるとの内容
- ・「警察関係者」から逮捕に至る見込みについて「太鼓判」を押されたとの内容

令和8年（2026年）9月11日 警視庁新宿警察署受理（ ）

刑事課 強行犯捜査第8係

これらの発信は、その全体として、告訴人が法的・経済的に重大な問題を抱え、不正又は犯罪行為に関与している法人であるとの印象を不特定多数に与え、その社会的評価を低下させるものである。

よって、各発信の具体的な摘示事実、発信時の認識及び根拠について捜査の上、刑法230条1項の名誉毀損罪についても処罰を求める。

第4 現に生じた取引上及び業務上の影響

告訴人は、2026年8月20日、〔取引先A〕との間で、沖縄県国頭郡恩納村字名嘉真伊武部原所在の土地建物について4件の売買契約を締結した。

各契約の売買代金は8,980万円であり、4件の合計は3億5,920万円である。

上記売買契約の第18条3項は、売主の財産について、差押え、強制執行、担保権の実行若しくは滞納処分その他これらに類する手続の申立てがなされ、又はこれらの手続若しくは処分が開始若しくは実行された場合を、買主による解除事由として定めている。

同条4項は、売主について信用不安、不祥事その他その信用、名誉若しくは社会的評価を害する事由が生じ、取引継続が不相当であると客観的に認められる場合についても解除事由としている（資料2）。

2026年9月8日、〔取引先A〕は告訴人に対し、上記4件すべてについて契約解除を通知した。

同通知では、被告訴人岩尾俊兵による「警察により、逮捕の太鼓判を押された」との趣旨の発信を見たことを明示し、「上場企業の代表者様よりこのような声明が出されている状況」を社会的信用上の判断理由としている（資料5）。

さらに、2026年9月10日の追加回答では、「特に差押えは契約書上の解除事由に直接該当します。」と明示した上、被告訴人岩尾俊兵の発信について、告訴人の財産が裁判判決等を経て差押えに至っていると信じるに十分な外形であったとの認識を示している（資料5）。

本件において、上記解除の民事上の有効性そのものを問題とするものではない。重要なのは、被告訴人岩尾俊兵の発信を実際の取引先がどのように受け取り、それを自らの契約継続判断の理由として明示したかという事実である。

また、被告訴人岩尾俊兵の発信はXのアカウント内にとどまっていない。

Yahoo!ファイナンス掲示板では、「岩尾さんXから」と明記した上で被告訴人岩尾俊兵の投稿が全文転載されている（資料9）。別の投稿では、被告訴人岩尾俊兵の「逮捕の太鼓判」に関する発信が引用され、株式会社WISE PROPERTIESの契約解除と結び付けて言及されている（資料10）。さらに、被告訴人岩尾俊兵の一連の発信と近接した時間帯に「西新宿？の会社攻撃しちゃうか」と危害を加える示唆ともとれるの第三者投稿も確認されている（資料11）。

令和8年（2026年）9月11日 警視庁新宿警察署受理（ ）

刑事課 強行犯捜査第8係

資料9ないし11はいずれも被告訴人自身の投稿ではない。告訴人は、現時点において被告訴人岩尾俊兵と各投稿者との指示、共謀又は共同関係が存在すると主張するものではない。これらは、被告訴人岩尾俊兵の発信内容が第三者によって別媒体へ実際に伝播した事実及び、その後告訴人を取り巻いて生じた状況を示す資料として提出するものである。

複数の取引銀行からの照会、人員面への影響その他の追加被害については、別紙2のとおりである。

第5 被告訴人岩尾俊兵の認識及び捜査を求める理由

被告訴人岩尾俊兵は、株式会社トライアイズの代表取締役社長である。

自社が申し立て、又は実行したとする差押えについて、その相手方及び対象財産を確認し得る立場にある被告訴人岩尾俊兵が、「相手方の財産を差押えしている」と公表しながら、実際には告訴人財産に差押えも仮差押えも存在しないことは、発信時の認識を捜査する上で特に重要である。

被告訴人岩尾俊兵はまた、「警察関係者からも」「PR TIMES社は不法性を認められ」など、自らの評価だけではなく、会社、警察関係者又は掲載事業者による裏付けが存在するような表現を反復して用いている。

一方、PR TIMES社は、本件リリースについて「虚偽である」又は「違法（不法）である」と判定した事実はないと明確に回答している。

このため、次の事項について、関係資料及び関係者から捜査する必要がある。

- ・被告訴人岩尾俊兵が告訴人の財産に差押えが存在すると発信した根拠
- ・「警察関係者」とされる者の身分、発言の有無及び内容
- ・PR TIMES社が「虚偽」「不法」と判断したと被告訴人岩尾俊兵が認識した根拠

被告訴人岩尾俊兵は、X上において自らを「慶應義塾大学商学部准教授、東京大学博士（経営学）」と表示し、東証スタンダード市場上場会社の代表取締役社長として、約1万3,000人のフォロワーを有する公開アカウントから本件各投稿を行っている。

このような発信者の地位、肩書及び発信規模が、第三者による情報の信用及び取引判断に与えた影響についても、捜査を求める。

第6 確認を求める具体的事項

1. 株式会社トライアイズによる告訴人財産への差押えの有無。存在するとの説明がされる場合には、事件番号、当事者、対象財産、命令又は決定の内容及び執行状況。
2. 資料3の「警察関係者」の身分、本件との関係、接触日時、場所、連絡方法、実際の発言の有無及びその具体的内容。
3. 資料6及び資料4において、PR TIMES社が記事の虚偽性又は不法性を認定したとの趣旨を発信した根拠、被告訴人側とPR TIMES社との連絡内容及び各連絡の時刻。

令和8年（2026年）9月11日 警視庁新宿警察署受理（XXXXXXXXXX）

刑事課 強行犯捜査第8係

4. 資料9ないし11の第三者投稿による発信内容の伝播状況、告訴人の取引、金融、人員及び従業員の安全維持、安全確保への影響。

第7 告訴期間、被害地及び提出資料

本告訴は、最も早い対象投稿日である2026年9月4日から起算しても6か月以内であり、名誉毀損罪について刑事訴訟法235条の告訴期間内である。

告訴人は東京都新宿区西新宿の本店において取引、金融、人事その他の事業対応を行っており、本件各発信による信用及び業務への影響も同所に及んでいる。

本告訴状には、次の資料を添付する。

- ・委任状
- ・代表者陳述書
- ・別紙2 追加被害申告書
- ・別紙3 関係法令及び参考裁判例
- ・証拠資料集 資料1ないし11

告訴人は、4件の売買契約書原本又は写し、電子メール原データ、X投稿の保存データその他の原資料を保管しており、捜査上必要がある場合には提示又は追加提出する。

以上

告訴人 株式会社WISE PROPERTIES

代表取締役 與座有璃 印